「ゾーン区分ごとの建築物等の形態及び意匠に関する基準」

斑 鳩 町

平成 2 5 年 4 月

班 帰 風 玖 地 区		NU. 1
ゾーン区分	基準	
	【建築物】	
ゾーン 1	【建築物】 ●屋根	
	「形状」	
	・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。	
	「部材・色彩」	
	・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は	濃灰
	●外壁	100 m 1 C / 00
	〔部材・色彩・仕上げ〕	
	・表面が、土、漆喰、木板その他これらに類似する外観を有す	る材料で仕上げられたも
	のとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付けそ	
	を有する材料により仕上げる場合、色彩はベージュ、薄灰、	薄茶等とする。
	【工作物】	
	●塀等	
	〔部材・色彩・仕上げ〕	
	・表面が、土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有す	
	のとする。なお、リシン吹付けその他これに類似する外観を	有する材料により仕上げ
	る場合、色彩はベージュ、薄灰等とする。	
	●フェンス、柵等	
	〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。	
	●棒状工作物等	
	[部材・色彩・仕上げ]	
	表面が濃茶等で着色されたものとする。	
	●擁壁	
	〔部材・色彩・仕上げ〕	
	・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については	、石積みその他これに類
	似する形状となるものとする。	
	●その他	
	[色彩]	
	・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。 【建築物】	
ゾーン 2	【是祭物】 ●屋根	
/ / 2	「形状」	
	・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。))とする。
	〔部材・色彩〕	, _ , _ 0
	・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は	濃灰、黒等とする。
	●外壁	
	[部材・色彩・仕上げ]	
	・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材	料で仕上げられたものと
	する。 ・	ことして
	↓・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色による↓・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の	
	- 1、孫・孫・不恢ての他これのに類似する外観を有する材料の - る。	使用を効けないこととも
	【工作物】	
	● 塀等 「対け、クシーバートド)	
	〔部材・色彩・仕上げ〕 ままが リンス・クロス カスカー・	火をはしばされたものし
	・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材 し、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。	科で江上りられたものと
	し、色彩はペークュ、海灰、海米寺とりる。 ■フェンス、柵等	
	□ 〔部材・色彩・仕上げ〕	
	表面が濃茶等で着色されたものとする。	
	●棒状工作物等	
	〔部材・色彩・仕上げ〕	
	・表面が濃茶等で着色されたものとする。	
	●擁壁	
	[部材・色彩・仕上げ]	
	・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については	.、石積みその他これに類
	似する形状となるものとする。	
	●その他 「A®」	
	[色彩] ・ 本西が溥広、溥太笠で美名されたものとする	
1	・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。	

ゾーン区分	基準
ゾーン 3	【建築物】 ●屋根 〔形状〕
	・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。
	〔部材・色彩〕・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。
	●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものと する。
	・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととす る。
	【工作物】
	●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものと し、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。
	●フェンス、柵等〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等
	「部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。
	●擁壁
	〔部材・色彩・仕上げ〕・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。
	●その他
	〔色彩〕・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン 4	【建築物】 ●屋根
	〔形状〕
	・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。 [部材・色彩]
	・色彩は濃灰、黒、濃茶等とする。 ●外壁
	〔部材・色彩・仕上げ〕
	・色彩は、ベージュ、薄灰、薄茶等とする。・原則として単色によることとするが、複数の色彩を用いるときは、同系色とし、色彩
	相互の調和が図られていることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととす
	<u> </u>
	【工作物】 ●塀等
	〔部材・色彩・仕上げ〕・表面が、ベージュ、薄灰、薄茶等で着色されたものとする。
	●フェンス、柵等
	「部材・色彩・仕上げ」 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ● 株分子 作物な
	●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が濃茶等で着色されたものとする。●擁壁
	〔部材・色彩・仕上げ〕・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。
	●その他 [色彩]
	・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

斑鳩風致地区	NO. 3
ゾーン区分	基準
ゾーン 5	【建築物】 ●屋根 〔形状〕 ・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。
	〔部材・色彩〕・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。
	●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。
	・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととする。
	【工作物】 ●塀等
	〔部材・色彩・仕上げ〕・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。●フェンス、柵等
	〔部材・色彩・仕上げ〕・表面が濃茶等で着色されたものとする。●棒状工作物等
	〔部材・色彩・仕上げ〕・表面が濃茶等で着色されたものとする。●擁壁
	〔部材・色彩・仕上げ〕・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似る。
	●その他〔色彩〕・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
ゾーン 6	【建築物】 ●屋根 〔形状〕
	・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。
	・和型瓦その他これに類似する外観を有する材料とし、色彩は濃灰、黒等とする。 ●外壁
	〔部材・色彩・仕上げ〕・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものと
	する。 ・色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とし、原則として単色によることとする。 ・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととす
	〔部材・色彩・仕上げ〕・表面が、リシン吹付けその他これに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとし、色彩はベージュ、薄灰、薄茶等とする。
	●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●棒状工作物等
	●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 ・表面が濃茶等で着色されたものとする。 ●擁壁
	〔部材・色彩・仕上げ〕・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みその他これに類似する形状となるものとする。●その他
	〔色彩〕 ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。

	NO. 4
ゾーン区分	基準
ゾーン 7	【建築物】 ●屋根 〔形状〕
	・勾配屋根(極端な緩勾配、急勾配及び片流れ屋根等を除く。)とする。
	[部材・色彩]
	・色彩は濃灰、黒、濃茶等とする。 ■外壁
	[部材・色彩・仕上げ]
	・色彩は、ベージュ、薄灰、薄茶等とする。
	・原則として単色によることとするが、複数の色彩を用いるときは、同系色とし、色彩 相互の調和が図られていることとする。
	・土・漆喰・木板その他これらに類似する外観を有する材料の使用を妨げないこととす
	る。 【エ/kg/k】
	【工作物】 ●塀等
	〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が、ベージュ、薄灰、薄茶等で着色されたものとする。
	●フェンス、柵等〔部材・色彩・仕上げ〕
	・表面が濃茶等で着色されたものとする。
	●棒状工作物等 「如***」な彩。(はしば)
	[部材・色彩・仕上げ] ・表面が濃茶等で着色されたものとする。
	●擁壁
	[部材・色彩・仕上げ]
	・道路に接する擁壁及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付けそ の他これに類似する外観を有する材料により仕上げられたものとし、色彩は薄灰等と
	する。
	●その他
	〔色彩〕 ・表面が濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
L	NEW MAN A CHECANGO CO CO A CO